

幼児教育・保育無償化制度利用に関するご案内
(幼稚園等預かり保育、認可外保育施設等)

☎ 田布施町 町民福祉課 児童係 TEL 0820-52-5810

(1) 制度について

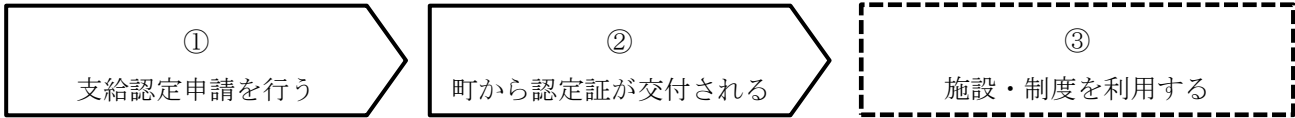
幼稚園の預かり保育、一時預かり保育、病児・病後児保育、ファミリー・サポート・センター、認可外保育施設等の利用で、保育の必要性の要件を満たしている場合、利用料が払い戻されます（上限あり）。
制度を利用するには、まず事前に町へ申請を行い、認定を受けてください。
認定された児童が各事業・施設を利用した後、その利用料を施設に支払い、3 か月ごとに町に対して請求してください。上限額の範囲内で認定保護者に対し、償還払いを行います。
※幼稚園預かり保育や認可外保育施設等の利用料を無償とするための申請であり、利用の可否を決定する制度ではありません。施設や制度の利用の可否については、各実施施設等にお問い合わせください。

(2) 払い戻される利用料の上限額（月額）

幼稚園等預かり保育		認可外保育施設等	
3 ～ 5 歳児	11, 300 円	3 ～ 5 歳児	37, 000 円
満 3 歳児（※）	16, 300 円	0 ～ 2 歳児（※）	42, 000 円

※住民税非課税世帯のみが払い戻しの対象です。
※請求は、町内の幼稚園で預かり保育を利用する場合は各利用施設に、その他の場合は町の窓口で請求書を提出してください。詳細は、町ホームページ「幼児教育・保育の無償化（施設等利用給付認定）について」をご確認ください。

(3) 申請の流れ



申請方法		備 考
申請期限	認定希望日の 1 週間前まで	土日祝の場合は前の開庁日が期限
提 出 先	田布施町 町民福祉課 児童係(役場 1 階 3 窓口)	施設提出不可
提出書類	子育てのための施設等利用給付 認定・変更申請書 1 枚	詳細は（4）へ
	保育の必要性を証明する書類 1 ～ 2 枚	

※受付窓口での確認時に書類に不備があった場合、書類を受理することができません。このため、期限内に提出されたとしても希望日での認定ができなくなります。書類の提出は余裕を持ってお願いいたします。
※申請書内の「職権確認同意欄（個人番号）」は、町が算定対象者の所得等を確認する際、マイナンバーを使用することにご同意いただくためのものです。保護者名の記入をお忘れないようにお願いします。

(4) 保育の必要性の認定事由

認定を受けるには、子どもの保護者のいずれもが、以下の事由のいずれかに該当する必要があります。

事 由	基 準	提出書類
就労	1 か月あたり 48 時間以上労働することが常態である	・就労証明書 ・変則就労の場合は直近 1 か月のシフト表（実績なしの場合は翌月予定分） ・自営業の場合は直近の確定申告書の写し 新規開業の場合は開業届 など
妊娠・出産	出産前 2 か月出産後 3 か月である	・保育を必要とする申立書 ・母子手帳の写し
保護者の 疾病・ 障がい	次のいずれかに該当すること ・疾病・負傷している ・精神や身体に障がい有している	・保育を必要とする申立書 ・診断書または手帳の写し
親族の 介護・看護	親族を常時看護または介護している	・保育を必要とする申立書 ・診断書または手帳の写し 介護保険被保険者証の写し 等
就学	学校、専修学校、各種学校その他これらに準ずる教育施設に在学している	・保育を必要とする申立書 ・学生証、在学証明書 等
求職活動	求職活動（起業準備含む）を行っている ※有効期間は 3 か月	・求職活動申立書
災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあたっている	・保育を必要とする申立書 ・り災証明書
その他	上記に類する場合で町長が特に認める場合	・保育を必要とする申立書

(5) 転入・転出を伴う認定・認定解除

■田布施町に転入する場合

給付認定日は認定申請日より前の日に遡ることができません。

転入日からの認定を希望される際は、事前に書類を作成し、転入日に申請書類を提出してください（転入日が転入届の届出日より前の日になる場合は要相談）。なお、申請書等必要な書類を揃えて提出しない場合や、受付窓口での確認時に書類に不備があった場合、書類を受理できませんのでご注意ください。

■田布施町から転出する場合

転出先の自治体での認定手続が必要となります。転出先の自治体に申請に必要な書類等を確認し、必ず申請してください。

また、田布施町で認定終了の手続をしてください。手続時に指定した認定終了日は、手続後に変更できませんのでご注意ください。なお、田布施町で認定できる期間は、転入日の前日までになります。

<注意事項>

申請した内容に変更がある場合は、事由発生後、早急に町民福祉課児童係へご報告ください。

※認定内容と事実と虚偽がある場合、遡って認定を取り消すことがありますのでご注意ください。

（例）転職、退職、就職、婚姻、離婚、転居、同居、税の更正、障害者手帳等の取得など